MMCニュース 経営情報

2025年11月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20 ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

https://www.mmc-office.co.jp

有限会社MMC

19歳以上23歳未満の 被扶養者認定 社会保険も年収要件緩和

和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における扶養控除の見直しが行われたのは小誌5月号でお伝えした通りです。その時点では社会保険における扶養の改正は行われておりませんでしたが、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、会社の従業員等(健康保険・厚生年金保険の被保険者)の扶養認定を受ける者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件について取り扱いを変更すると日本年金機構はホームページで発表しました。

(https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/ 202508/0819.html)

~~~以下、上記ホームページ掲載情報です~~~

【 被扶養者認定における年間収入要件 】

挟養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定 を受ける方が19歳以上23歳未満の場合(被保険者 の配偶者を除く。)は、現行の「年間収入130万円未 満」が「年間収入150万円未満」に変わります。なお、 この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

【現行】

年間収入130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満)および

- 同居の場合:収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満
- 別居の場合:収入が扶養者(被保険者)から の仕送り額未満

【 年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定 】

年齢要件(19歳以上23歳未満)は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。 例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年(暦年)における年間収入要件は150万円未満となります。

【 留意事項 】

- 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年 10月1日より前の期間について認定する場合、 19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年 間収入の要件は130万円未満で判定します。
- 令和7年9月30日以前に扶養認定済みの 19歳以上23歳未満の被扶養者については、 令和7年10月1日以降は年間収入が150 万円以上見込まれる場合に被扶養者の削除 (非該当)の届出が必要です。

詳細は同HP或いは顧問社労士さんにお尋ねください。

金相場の急上昇 売却した場合 税金はどうなる?

昔から安定資産として人気の金。長期的にも常に上昇している金相場ですが、近ごろはますます値上がり幅が大きくなっています(1gあたり23,000円突破日もあり)。

そのため、お手持ちの金関係商品(アクセサリー、時計、コイン、地金など)を買い取りショップに持ち込む方が増えているようです。そこで気になるのが、金関係商品を売却した場合の税金です。税金計算は大きく2つのケースに分けて計算することになります。

まず、アクセサリー・コイン・地金を売却した場合は『総合課税の譲渡所得』に該当し以下の計算となります。

- ① 所有期間が5年以内の場合=短期総合譲渡(売却価額)-(取得費&譲渡費用)-(特別控除)
- ② 所有期間が5年を超える場合=長期総合譲渡 {(売却価額)-(取得費&譲渡費用)-(特別控除)} ÷2

上記①②にある「特別控除」は合わせて50万円までで、①から先に差し引きます。従がって①②合わせても50万円の利益がなければ譲渡所得に係る納税は発生しません。

もし取得費が不明な場合、売却価額の5%だけ取得費とする事が認められます。

③ ①と②を他の所得と合算したものから、扶養控除や その他の控除を差し引いた課税対象に対して以下 の税率を乗じます。

課税所得金額	所得税
~195 万円の部分	5%
~330 万円の部分	10%
~695 万円の部分	20%

別途、一律10%の住民税がかかります

~~課税所得金額が300万円の場合の税金~~ 所得税

195万円×5%+105万円(300-195)×10%=202,500円

給与から差し引かれている所得税は控除されます。 住民税 300万円×10%=30万円

他方、アクセサリー・コイン・地金ではなく、金貯蓄や金 投資口座の利益については、譲渡所得ではなく「金融 類似商品への税金」として、源泉分離課税(約20%)で 完結します。

源泉分離課税とは・・・預金利息をイメージすると分かりやすいでしょう。仮に100円の預金利息が発生した場合、通帳に入金されるのは実は80円なのです。銀行が予め20円を差し引いて税務署に納めてくれているのです。預金利息を税務署に確定申告する方がいないのと同様、金貯蓄や金投資口座による利益も確定申告は不

要となります。

家賃値上げトラブル 東京都が相談窓口設置

家賃相場の高騰、外国資本による既存不動産の買収等を背景に、「急激で過大な賃料の値上げを要求された」「値上げに応じなかったらエレベータを止まられた」といった相談が急増しています。

東京都はこうした問題を念頭に、「賃料値上げ特別相談窓口」を設置するとともに、トラブルの実態把握を進めることにしました。同窓口では、借地借家法に基づくアドバイスを提供するほか、不動産取引に詳しい弁護士の無料相談先も紹介してくれます。

家賃トラブルでお悩みの方は、以下にお電話のうえ相 談してみて下さい。

> 電話(03-5320-4958) 平日9時~17時30分 都庁第2本庁舎 相談無料

民間給与実態調査 2024 年平均値 平均477万円

民間給与実態調査(2024年分)が発表されました。この調査は、国税庁が標本として抽出された給与支払者 (従業員規模別)及びそこに勤務する給与所得者27.8 万人について行ったものです。

全体:478万円(男性:587万円、女性333万円) 正社員:545万円(男性:609万円、女性:430万円) 正社員以外:206万円(男性:271万円、174万円)







https://www.mmc-office.co.jp 検索「MMC神保町」